

# 公益社団法人 日本山岳会山形支部 規約

平成 24 年 4 月 1 日制定  
平成 29 年 4 月 8 日施行  
令和 6 年 4 月 6 日施行

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本支部は、公益社団法人日本山岳会山形支部と称し、英語表示を Yamagata Section of The Japanese Alpine Club とする。

(事務所及び支部地域)

第 2 条 (1) 本支部は、事務所を山形県内の事務局長宅に置く。  
(2) 本支部の支部地域は、主として山形県とする。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本支部は、公益社団法人日本山岳会(以下「本会」という)定款及び支部に関する規程に基づき、定款第 3 条に定める山岳に関する研究並びに知識の普及及び健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく体育、文化及び自然愛護の精神の高揚をはかる活動を本会と一体として行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本支部は、前条の目的を達成するため、本会定款第 3 条、第 4 条の規定に準拠し、次の事業を行う。

- (1) 登山の指導並びに奨励に必要な集会、研究会、講習会及び展覧会等の開催
- (2) 登山技術の向上に必要な研究
- (3) 登山施設改善の促進その他登山のための適切な事業
- (4) 山岳遭難の防止並びにその対策に関する企画、研究及び指導
- (5) 山岳環境の保護及び保全
- (6) 国内及び海外における登山の企画並びに実施
- (7) 本支部機関誌「やま」および他の図書の発行
- (8) 目的を同じくする国内及び海外団体との連絡並びに情報の交換及び相互理解の促進
- (9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会員等

(支部会員および準会員)

第 5 条 本支部の会員(以下「支部会員」という。)は、本会の会員であって、本支部の目的に賛同し、本支部が定める会費(以下「支部会費」という。)を納める個人又は団体とする。

- 2 本支部の準会員は本会の準会員であって、本支部の目的に賛同し、本支部が定める会費(以下「支部会費」という。)を納める個人。
- 3 本支部は会友を置くことが出来る。会友は本目的に賛同し、本会が定める支部会費を納める個人又は団体とする。

## 第 4 章 役員

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。ただし、役員は準会員を除く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 支部委員若干名 (会計担当者 1 名以上を含む)

#### (4) 会計監事 2 名

##### (役員を選出)

第 7 条 支部委員及び会計監事は、支部会員の互選により選出する。

2 支部長及び副支部長は、支部委員の互選により、山形県内在住する支部委員から選出する。

##### (役員を選任)

第 8 条 役員のうち、支部長については、選任後、本会理事会の承認を求めなければならない。

2 役員は準会員を除く。

##### (役員の任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 10 条 本支部は、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、支部会員の総意により、支部長が委嘱する。

#### 第 5 章 会議

##### (支部総会)

第 11 条 支部長は、毎年 1 回以上支部総会を招集し、事業報告、会計報告、事業計画及び予算の承認を得なければならない。

2 支部長は、前項記載の事項を支部総会終了後速やかに本会会長に報告しなければならない。

3 支部総会における議決権は通常会員のみが持つ。

(注：準会員規程第 10 条の規定により準会員は議決権を持たない。)

4 総会は会員数の 3 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面で意思を表明したものは出席者とみなす。

5 総会は委任状を含む出席者の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

##### (役員会等)

第 12 条 支部長、副支部長、及び支部委員により役員会を構成し、総会に付議する事項および支部の重要事項について処理する。

#### 第 6 章 会計

##### (経費)

第 13 条 本支部の運営に要する経費は、本会からの運営交付金及び事業補助金によるほか、補助金、助成金及び寄付金等をもって充当し、本会と一体的な会計処理を行うものとする。

2 支部長は、前記記載の内容を毎会計年度終了後 1 月以内に本会会長に報告しなければならない。

##### (支部会費)

第 14 条 本支部の支部会費は、年額 2,000 円とし、毎年 6 月末日までに納めなければならない。

##### (会計年度)

第 15 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 7 章 解散

##### (任意解散)

第 16 条 本支部は、支部会員現在数の 3 分の 2 以上の同意により解散することができる。

(本会理事会の審議による解散)

第 17 条 本支部は、本会支部に関する規程第 15 条の規定により解散する場合がある。

## 第8章 規約の変更

### (規約の変更)

第 18 条 この規約は、支部総会において出席会員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

### (重要事項の変更)

第 19 条 本支部の名称及び支部地域の変更等重要事項の変更については、本会理事会の承認を得なければならない。

第 20 条 本規定に定めない事項については、役員会で議決する。

## 第9章 事務局

### (事務局)

第 21 条 本支部に事務を処理するため、事務局を設けることができる。

(ア) 事務局には、支部委員 1 名を事務局長とし、事務局委員若干名をおく。

(イ) 事務局員は、事務局長の推薦により支部長が任命する。

### 附則

1 この規約は、平成 29 年 4 月 8 日より施行する。

### 規定

1 支部会員が死亡し、支部事務局にその連絡があった場合は、弔電または弔文を供える。

2 この規定は平成 25 年 4 月 20 日より実施する。

日本山岳会山形支部 昭和 25 (1950 ) 年 4 月29 日 設立総会